

川口市内で事業活動を行っている事業者の皆さまへ

産業廃棄物の処理は、排出者の責任です

このパンフレットでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定められた排出事業者の責任について記載しております

1 排出事業者責任

- ① 排出事業者には、産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があります。

※建設工事の場合、排出事業者は原則として元請業者となり、発生する産業廃棄物の処理責任は元請業者にあります。



- ② 産業廃棄物の処理を他者に委託する場合、守らなければならない基準があります。

→P2

- ③ 排出事業者は、処理を他者に委託し引き渡す際に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を利用して管理してください。

→P2



2 自ら処理する場合

産業廃棄物の保管、収集運搬、処分には**基準があります**。

- 【基準の例】
- 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること
 - 悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにすること
 - 保管場所に掲示をすること
 - 運搬車に表示をすること など

※自ら発生させた産業廃棄物を取扱う場合は、処理業としての許可は不要です。

※一定の要件を満たす処理施設は、自ら発生させた産業廃棄物のみを処理するものであっても施設設置許可が必要です。(併せて毎年、処理実績報告書の提出が必要です。)

3 他者に産業廃棄物の処理（収集運搬・中間処分等）を委託する場合

許可業者の選定

- 収集運搬・中間処分等を委託する場合には、自らの責任のもと、許可業者など（法令上、これらを業として行うことができる者）に委託してください。
- 排出事業者は、委託業者の処理工程などを把握し、適正に処理できるか確認してください。
- 排出事業者は、委託業者の許可証などにより、許可期限や許可区分、品目、許可を受けている地域などが委託する業務と整合しているかを確認してください。
- 産業廃棄物の処理を委託した場合は、処理状況を確認してください。
（例）処理施設への実地確認など

契約の締結

- 収集運搬業者、中間処分業者等と**それぞれ書面にて契約**を行い、その契約書は契約終了日から**5年間保存**してください。
- 契約書には産業廃棄物の種類及び数量などの法定記載事項を記載し、許可証の写しを添付する必要があります。
- 排出事業者は、産業廃棄物の性状や取扱注意事項等を処理業者に正確に伝えるようにしてください。



マニフェスト（産業廃棄物管理票）の運用

- マニフェストとは、処理委託した産業廃棄物の処理状況を把握・管理するために使用する伝票です。
- 排出事業者は、産業廃棄物の引き渡しと同時にマニフェストを交付してください。
- 収集運搬、中間処分、最終処分が完了するとそれぞれ排出事業者に戻送されます。産業廃棄物が適正に処理されたことを、返送されたマニフェストによって確認してください。
- 電子マニフェストを使用して効率的に運用することもできます。なお、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業者は、電子マニフェストの使用が義務付けられています。
- 期限（運搬・処分は90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）、最終処分は180日）までにマニフェストが返送されない場合や虚偽の記載があった場合等は、川口市に報告してください。
- マニフェストは、交付の日、返送された日からそれぞれ**5年間保存**してください。



4 不適正な委託・管理を行った場合は責任を問われることがあります

- 処理業者と適切な内容で委託契約を結んでいなかった
- 許可を受けていない業者に処理を委託した
- マニフェストの適切な運用をしていなかった

委託基準違反

罰 則

- 著しく安い処理料金で業者に委託した
- 委託業者が不適正処理を行っているとの情報を聞いたが、確認せず処理委託を続けた
- 返送されたマニフェストの内容を確認しなかった
- マニフェストが返送されなかったが、特段対応をしなかった

委託業者が
不適正処理をしたら…

注意義務違反

行政処分
費用負担

5 排出事業者が行わなければならない報告・届出

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（交付した翌年度の6月30日までに提出）
マニフェストを交付した排出事業者は、事業場ごとに年間の交付状況を川口市に報告してください。電子マニフェストを使用している事業者は、電子マニフェスト分の川口市への報告は不要です。
- 多量排出事業者の処理計画・実施状況報告書（翌年度の6月30日までに提出）
多量に（特別管理）産業廃棄物を発生させる者（下表）が、当年度の産業廃棄物の減量等の計画と前年度の実施状況を川口市に報告してください。

対象者（多量に（特別管理）産業廃棄物を発生させる者）

法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づくもの

条例（埼玉県生活環境保全条例）に基づくもの
※併せて環境負荷低減主任者の選任・届出が必要です。

いずれかに該当する事業場を設置する事業者

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上
- 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上

左記以外で、いずれかに該当する事業者

- 製造業者（一事業所の従業員数が300人以上）
- 建設業者（一事業所の従業員数が100人以上または資本金又は出資金が5,000万円以上）
- 浄水場管理者及び下水道終末処理場管理（一定の要件に該当するもの）

- 特別管理産業廃棄物管理責任者の届出（設置・変更・廃止後30日以内に提出）
特別管理産業廃棄物を発生させる事業者は、その事業場ごとに管理責任者（有資格者）を設置し、設置状況を川口市に報告してください。
- 産業廃棄物事業場外保管の届出（事前に提出）
建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、発生現場以外の場所で自ら保管する場合で、その保管面積が300㎡以上になるときは、川口市に事前に届出をしてください。

廃棄物の分類



事業活動に伴い発生した廃棄物であっても、そのすべてが産業廃棄物となるわけではありません。産業廃棄物以外のものは事業系一般廃棄物となります。産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性などの性状を有するものは、特別な基準による処理が必要となるため、特別管理産業廃棄物と定めて区別しています。

特定の業種における区分例

廃棄物の品目	産業廃棄物となるもの	事業系一般廃棄物となるもの
紙くず	建設業（工作物の新築、改築、除去）、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から発生した紙くず （例：製紙工場から発生した紙くず）	左記以外の業種から発生した紙くず （例：事務所で発生した書類）
木くず	建設業（工作物の新築、改築、除去）、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生した木くず （例：製材やパルプ製造工場から発生したおがくず） 貨物の流通のために使用したパレット等	左記以外の業種から発生した木くず（パレットを除く） （例：工場敷地の剪定枝）
繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から発生した繊維くず （例：解体現場から発生した天然繊維の畳）	左記以外の業種から発生した繊維くず （例：事務所の毛布）
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、医薬品製造業、香料製造業から発生した動植物性残さ （例：食料品製造で残った野菜や魚・獣の骨）	左記以外の業種から発生した動植物性残さ （例：飲食店から発生した残飯）

事業活動によって生じた廃棄物（産業廃棄物・事業系一般廃棄物）は、すべて事業者自身が適正に処理しなくてはなりません。

産業廃棄物・事業系一般廃棄物は、家庭ごみステーションに捨てることはできません。



問い合わせ先

川口市環境部産業廃棄物対策課

〒332-0001 川口市朝日4-21-33 リサイクルプラザ棟2階
TEL 048-228-5380 FAX 048-228-5322

